相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区新橋六丁目六番地三、最後の住所神奈川県横須賀市林五丁目六番一〇号
被相続人　亡　藤田　文子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十六日
神奈川県横須賀市大滝町一丁目二五番一号
相続財産管理人　弁護士　影山　愛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県小田原市国府津三丁目一四〇四番地、最後の住所神奈川県小田原市曽我岸一四八番地　被相続人　亡　尾﨑　**敬子**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十六日
神奈川県小田原市本町一丁目七番二〇号三の丸ビル　弁護士法人小田原三の丸法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中川裕貴子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市海道町六三番地、最後の住所新潟県柏崎市緑町六番二六号
被相続人　亡　小林　清司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十六日
新潟県柏崎市米山台五丁目三番一五号、事務所新潟県柏崎市栄町四番二三―一〇二号
佐藤司法書士事務所
相続財産管理人　佐藤　健一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県湖西市太田九七三番地三、最後の住所静岡県湖西市太田九七三番地の三
被相続人　亡　石川　稔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十六日
静岡県湖西市梅田六三九番地、事務所静岡県湖西市古見一〇四一番地の二
相続財産管理人　司法書士　白井　聖記

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県湖西市新居町新居九三一番地、最後の住所静岡県湖西市新所・岡崎・梅田入会地一七番地の二〇　光湖苑
被相続人　亡　山本よしの

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十六日
静岡県湖西市梅田六三九番地、事務所静岡県湖西市古見一〇四一番地の二
相続財産管理人　司法書士　白井　聖記

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県湖西市鷲津一〇〇五番地一、最後の住所浜松市西区神ケ谷町九一〇一番地の四レオネクストほたる二〇一号
被相続人　亡　新谷　健

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十六日
静岡県湖西市梅田六三九番地、事務所静岡県湖西市古見一〇四一番地の二
相続財産管理人　司法書士　白井　聖記

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県亀山市本町三丁目七九四番地、最後の住所三重県亀山市本町三丁目一四番九号
被相続人　亡　打田　範子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十六日
三重県津市丸之内三三番二三号
相続財産管理人　鈴木　尚文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市住吉区苅田五丁目一五番地、最後の住所大阪府大阪市住吉区苅田五丁目五番一二号　被相続人　亡　松本　英彰

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十六日
大阪市北区西天満一丁目七番四号協和中之島ビル五階　相続財産管理人　小谷　隆幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市東成区大今里北之町一丁目、最後の住所大阪府東大阪市友井三丁目四番二三号勝和園一三号
被相続人　亡　小**西**　秀子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十六日
大阪市西区江戸堀一丁目二四番一五号タツト肥後橋ビル一〇〇二号
相続財産管理人　弁護士　牧田　亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府高槻市清水台一丁目一六番、最後の住所大阪府高槻市清水台一丁目一六番一二号　被相続人　亡　下山　義師

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十六日
大阪市北区西天満一丁目七番四号協和中之島ビル五階　相続財産管理人　小谷　隆幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良市尼辻中町四二二番地、最後の住所奈良市尼辻中町八番九号
被相続人　亡　中村　洋子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十六日
奈良市高天町一〇番地の一　株式会社T.T.ビル二階　南都総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　上羽　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県伊都郡高野町大字西郷四三八番地、最後の住所和歌山県紀の川市名手市場二九四番地一　被相続人　亡　新谷　惠章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十六日
和歌山市十番丁五九番地ライオンズマンション和歌山十番丁二〇二号室
相続財産管理人　弁護士　山西　陽**裕**

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県田辺市下屋敷町五三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　**菊**地　利男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十六日
和歌山県田辺市中屋敷町二四番地二一
相続財産管理人　弁護士　岡田　政和

第29期決算公告

平成28年8月31日
大阪市淀川区西中島3―14―27
新大阪南方ビル301
株式会社ミス・プラネット
代表取締役　神田　将

貸借対照表の要旨

（平成28年6月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	7,314
	固定資産	1,621
	合計	8,935
負債及び純資産の部	流動負債	7,078
	固定負債	32,165
	株主資本	△30,307
	資本金	10,000
	利益剰余金	△40,307
	その他利益剰余金	△40,307
	（うち当期純損失）	(3,759)
	合計	8,935